## 公 告

関税法(昭和29年法律第61号)第37条第3項の規定に基づき、関門港下関地区指定保税地域の追加指定及び一部取消しについて、下記のとおり公聴会を開催するので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第31条第1項の規定により公告する。

令和6年2月6日

門司税関長 末永 広

- 1 日 時 令和6年2月27日(火) 午前10時から
- 2 場 所 下関港湾合同庁舎 5 階税関会議室 (山口県下関市東大和町 1 丁目 7 - 1)
- 3 主宰者 門司税関長
- 4 事 案 関門港下関地区指定保税地域の追加指定及び一部取消しについて
- 5 指定の追加をしようとする土地
  - 名 称 関門港下関地区指定保税地域(下関港第21号岸壁背後荷さばき 地)

所 在 地 山口県下関市細江新町1番30

所有者 下関市

管 理 者 下関市

面 積 3,435.67平方メートル

区 域 山口県下関市細江新町の2級基準点「N0.2」(北緯33度56分53 秒39、東経130度55分45秒49)から127度07分22秒の方向へ引いた線上28.31メートルの地点を基点(①)とし、同地点から0度02分18秒の方向へ引いた線上22.37メートルの地点(②)、同地点から128度12分22秒の方向へ引いた線上7.19メートルの地点(③)、同地点から89度46分38秒の方向へ引いた線上78.41メートルの地点(④)、同地点から31度34分36秒の方向へ引いた線上9.49メートルの地点(⑤)、同地点から341度28分48秒の方向へ引いた線上74.67メートルの地点(⑥)、同地点から71

度 26 分 17 秒の方向へ引いた線上 6.56 メートルの地点(⑦)、同地点から 160 度 47 分 32 秒の方向へ引いた線上 3.18 メートルの地点(⑧)、同地点から 71 度 42 分 46 秒の方向へ引いた線上 9.93 メートルの地点(⑨)、同地点から 161 度 39 分 44 秒の方向へ引いた線上 104.47 メートルの地点(⑩)と基点を順次結んだ線によって囲まれる土地 3,435.67 平方メートル。(小数点第 3 位切り捨て)

## 6 一部取消しをしようとする土地

名 称 関門港下関地区指定保税地域(岬之町ふ頭第26号岸壁)

所 在 地 山口県下関市岬之町国有無番地の一部

所 有 者 国土交通省

管理者 下関市

面 積 455.79平方メートル

区 域 山口県下関市観音崎町の四等三角点「観音崎」(北緯 33 度 07 分 04 秒 90、東経 130 度 56 分 16 秒 98) から 188 度 00 分 58 秒 の方向へ引いた線上 197. 25 メートルの地点を基点(①)とし、同地点から 89 度 43 分 09 秒の方向へ引いた線上 14.89 メートルの地点(②)、同地点から 179 度 34 分 35 秒の方向へ引いた線上 26.77 メートルの地点(③)、同地点から 243 度 47 分 13 秒の方向へ引いた線上 16.74 メートルの地点(④)と基点を順次結んだ線によって囲まれる土地 455.79 平方メートル。(小数点第 3 位切り捨て)